

にいいぞ

次世代を担う
子供たちのために

発行：まちづくり区画整理室

新曽第一土地区画整理審議会委員選挙を実施します

第6期審議会委員の任期が令和8年（2026年）7月21日に満了となることに伴い、
下記により、第7期の審議会委員選挙を実施いたします。

選挙スケジュール

3月20日（金） 選挙期日の公告

4月9日（木） 選挙人名簿作成基準日

5月8日（金）
選挙人名簿の縦覧
午前8時30分～午後5時15分
戸田市役所 まちづくり区画整理室窓口
5月21日（木）
（土曜日、日曜日を含む）
※選挙権及び被選挙権を持つ方は縦覧期間終了後に正式に確定します。

5月29日（金） 立候補予定者説明会
午後2時00分～
戸田市役所 5階 501会議室

6月2日（火）
立候補者届出期間
午前8時30分～午後5時15分
戸田市役所 まちづくり区画整理室窓口
6月10日（水）
（土曜日、日曜日を除く）

立候補者数が定数を

超えたとき

超えないとき

6月12日（金）
立候補者の
住所・氏名の公告

6月12日（金）
投票を行わない
旨の公告

6月18日（木）
選挙場・投票時間・
開票日時の公告

（投票は行いません）

6月28日（日）
選挙期日
（投票及び開票）

第7期審議会委員の決定

○新曽第一土地区画整理審議会とは

施行者が換地計画や仮換地の指定などの意見を求める事項と、評価員の
選任や保留地の設定などの同意が必要な事項を審議する諮問機関です。

これまでに104回開催されています。

○委員の構成及び任期について

選挙により選出される委員（12人）と市長が選任する委員（3人）
で構成されます。任期は5年です。

①選挙により選出される委員（投票の対象となる委員）

イ）施行地区内に宅地を持つ所有者からなる委員

ロ）施行地区内の宅地に借地権を持つ借地権者からなる委員

②市長が選任する委員

学識経験者からなる委員

○選挙人名簿の縦覧及び選挙権等について

選挙人名簿の記載対象は、選挙人名簿作成基準日の時点で施行地区内に
宅地（公共施設用地以外のすべての土地）の所有権又は借地権を持つ方にな
ります。

なお、施行地区内の宅地に借地権を持つ権利者の方が借地権者委員選挙の
選挙権、被選挙権を得るためには権利の申告が必要となります。

前回の令和3年度に行われた選挙までに申告された方については再度の申
告は不要です。

前回選挙以降に借地権を設定された方や借地権を抹消した方は、選挙人名
簿作成基準日までにまちづくり区画整理室まで申告をお願いいたします。

使用収益開始状況

令和6年度末時点の使用収益開始率は約91.7%となりました。
仮換地先の道路工事や物件の移転にあわせて、順次仮換地の
使用収益を開始していきます。(令和7年度末見込み約92.3%)

戸田都市計画事業 新曽第一土地区画整理事業
使用収益開始状況箇所図



建築等の計画がある場合は、事前にご相談ください

◇76条申請と地区計画の届出

土地区画整理事業区域内では、以下のような建築行為等を行う際には、事前に土地区画整理法第76条の規定により許可が必要となります。建築行為等の計画を検討する場合には、事前に「まちづくり区画整理室」までご相談ください。

- ①土地の形質の変更
- ②建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- ③重量が5トンを超える物件の設置若しくはたい積

また、まちづくりのルールを定めた地区計画の届出が必要となります。地区のエリアによりルールが異なりますので、ご注意ください。

76条申請書及び地区計画の届出書については、市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

◇所有権の移転等に関するお願い

売買や相続等により土地の所有者に変更がございましたら、所有権移転届出書のご提出をお願いいたします。

また、保留地をお持ちの方の住所が転居により変わった場合や、相続等で名義が変わる場合も同様に届出が必要となります。

区画整理評価員の交代について

令和7月4月1日付で、角田慎一氏が学識経験委員として、新曽第一土地区画整理評価員に選任されましたことを報告いたします。

なお、平成29年10月19日から同評価員を務められていた岡田隆司評価員は、令和7年3月31日付で退任されました。岡田評価員におかれましては、7年以上にわたりご尽力され、本地区の事業推進に多大なるご貢献をいただきました。

土地区画整理Q&A

お問い合わせの多い『清算金』について、ご説明します。

【Q1】換地後に清算金が発生すると言われました。清算金とは何ですか？

A. 清算金とは、区画整理前の土地（従前地）と区画整理後の土地（換地）をそれぞれ評価し、区画整理前後に生じた権利の過不足を、金銭により清算するためのものです。

【Q2】清算金の金額はいつ決まりますか？

A. 清算金の金額は、地区内の工事等がすべて完了した際に行う換地処分公告日の翌日に確定します。

また、確定した清算金の金額は、「清算金等金額通知書」により通知します。

【Q3】現時点で清算金の額はわかりますか？

前述のとおり、金額は現時点ではお答えできません。しかし、確定した値でありませんが、目安として、区画整理前後に生じた権利の過不足を面積でお示しすることは可能です。

ご不明な点がございましたら、まちづくり区画整理室までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

まちづくり区画整理室

戸田市上戸田1-18-1 3階27番窓口
TEL 048-447-2200 FAX 048-433-2200
E-mail matikukaku@city.toda.saitama.jp

